

東大阪市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市都市公園条例の一部を改正する条例

東大阪市都市公園条例（昭和42年東大阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考2中「入場料その他これに類するものを徴収する」を「第7条の2第1項の許可を受けた者が営利を目的として使用する」に、「5割」を「10割」に、「加算することができる」を「加算した額とする」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

- 2 第7条の2第1項の許可を受けた者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合（当該許可を受けた者が団体である場合にあつては、規則で定める場合）は、この表に掲げるそれぞれの金額の5割に相当する額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3備考2及び備考3の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の有料公園施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

東大阪市都市公園条例新旧対照表

新	旧
<p>別表第3（第10条の2第2項・第20条第1項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第7条の2第1項の許可を受けた者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合（当該許可を受けた者が団体である場合にあつては、規則で定める場合）は、この表に掲げるそれぞれの金額の5割に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>3 <u>第7条の2第1項の許可を受けた者が営利を目的として使用する場合は、この表に掲げるそれぞれの金額の10割に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>別表第3（第10条の2第2項・第20条第1項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表に掲げるそれぞれの金額の5割に相当する額を加算することができる。</u></p>